

## 特定非営利活動法人ナック（NAC）情報公開規程

平成16年10月18日制定

平成21年 3月14日改正

平成26年 3月21日改正

### （目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ナック（以下「ナック」という。）が、特定非営利活動促進法第28条の定めるところにより、情報公開に関し基本的対応事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この規程において「文書等」とは、ナックの役員または職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真およびスライド並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録を言う。以下同じ）であって、当該法人の役職員が組織的に用いるものとして、当該法人が管理しているものをいう。

### （ナックの責務）

第3条 ナックは、この規程に定められた文書等の公開を求める利益が十分に確保されるように、この規程を解釈し、運用するとともに、文書等の適切な保存と迅速な検索に資するための文書管理体制の整備を図るものとする。

### （利用者の責務）

第4条 この規程に定めるところにより文書等の公開を受けたものは、それによって得た情報を、第1条の目的に則して適正に用いるものとする。

### （申出者の範囲）

第5条 何人も、ナックに対して、文書等の公開を申し出ることができる。

### （文書等の原則公開）

第6条 ナックは、公開申出があったときは、公開申出に係る文書等に別紙に掲げるいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、申出者に対し、当該文書等を公開するものとする。

(公開申出の方法)

第7条 前条の規定による文書等の公開の申出（以下「公開申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「申出書」という。）をナックに提出することにより行うものとする。

- (1) 氏名及び住所または居所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 文書等の名称その他公開申出に係る文書等を特定することに足りる事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、ナックの定める事項

2 ナックは、公開申出をしようとするものに対し、当該公開申出に係る文書等の特定に必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(文書公開の対象資料等)

第8条 ナックは、次に掲げる資料を主たる事務所に備え付け、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 認定書の写し
- (3) 登記に関する書類の写し
- (4) 役員名簿
- (5) 会員名簿（氏名のみ掲載）
- (6) 事業報告書
- (7) 計算書類
  - ①活動計算書
  - ②貸借対照表
  - ③財産目録

(文書等の部分公開)

第9条 ナックは、文書等に第6条の別紙に掲げるいずれかの情報に該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公開申出の趣旨に損なわない程度の分離できるときは、その部分を除いて、当該文書等を公開するものとする。

(文書等の公開の決定及び通知)

第10条 ナックは、公開申出に係る文書等の全部または一部を公開するときは、その旨の決定をし、速やかに、申出者に対し、その旨及び公開の実施の関し必要な事項を書面により通知するものとする。

2 ナックは、公開申出に係る文書等の全部を公開しないときは、その旨の決定をし、速やかに、申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 ナックは、第1項による文書等の一部を公開する旨の決定または前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に次に事項を付記するものとする。

(1) 当該通知に係る決定の理由

(2) 当該通知に係る文書等に記録されている情報が第6条の別紙に掲げる情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあっては、その期日

(公開決定等の期限)

第11条 第10条の第1項及び2項の決定は、公開申出があった日から起算して15日以内に行うものとする。

2 ナックは、前項の期間内に公開決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、その期間を15日を限度として延長することができる。

(文書等の公開の実施)

第12条 ナックは、第10条第1項の決定をしたときは、速やかに、申出者に対し、当該公開決定に係る文書等を公開するものとする。

2 前項による文書等の公開は、文書、図面または写真にあっては閲覧または写しの交付により、電磁的記録にあってはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案してナックが別に定める方法により行う。

(情報提供施策の推進)

第13条 ナックは、法人運営の透明性の一層の向上を図るため、積極的な広報活動を行うとともに、求めに応じて、わかりやすい情報を迅速に提供するように努めるものとする。

(公開申出をしようとするものに対する情報の提供等)

第14条 ナックは、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、文書等の管理に関する定めを設け、文書等を適正に管理するものとする。

(費用負担)

第15条 公開申出をして、文書等の写しの交付を受けるものまたはナックの定めるところにより情報の提供を書面もしくは電磁的記録の写しにより受けるものは、それぞれ当該写しもしくはこれに準ずるものとしてナックが別に定めるものまたは電磁的記録の作成および送付に要する費用を負担しなければならない。

(運用状況の公表)

第16条 ナックは、毎年度、この規程の運用状況について、その概要を取りまとめ、一

般の閲覧に供するものとする。

(委任)

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成16年10月18日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年 3月14日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年 3月21日から適用する。

(別紙)

1 公開しないことができる情報

- (1) 個人に関する情報（事業を含む個人の当該事業に関する情報は除く）であって、特定の個人を識別することができるまたは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあると認められるもの。
- (2) 次に掲げる情報であって、公にすることにより、法人その他の団体若しくは事業を営む個人、または指定管理業務以外の事業に係る指定管理者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
  - ア 法人等に関する情報
  - イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報
  - ウ 指定管理者の指定管理業務以外の情報に関する情報
- (3) 公にしないことを条件として個人または法人等から任意に提供された情報であって、当該個人または当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の公にしない旨の条件を付することが当該事業の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。
- (4) 公にすることにより、人の命、身体または財産の保護、犯罪の予防または捜査のその他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあると認められる情報

2 公開してはならない情報

- (1) 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの
- (2) 法令の規定に基づき公にすることができない情報

## 閱 覧 申 請 書

特定非営利活動法人ナック

理事長 松 林 寛 様

申請年月日 年 月 日

申請者氏名

申請者住所 〒

電話番号

閲覧の目的：

閲覧対象資料 (該当するものを○で囲んでください)：

定款の写し

認定書の写し

登記に関する書類の写し

役員名簿

会員名簿

事業報告書

収支計算書

正味財産増減計算書

貸借対照表

財産目録

\* コピーについては有料 (実費) です。

\* 「会員名簿」については、規定によりコピーできません。

## 閱 覧 受 付 簿

受付簿	受付年月日	申込み氏名	受付者氏名	備考